これまでの議論の視点に対する対応策について

	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
文			
昭和二十六年の結核予防法の制定以来およそ半世紀が経過し、この間の結核を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上等により著しく変化した。現在、我が国の結核り患状況は、かつての青少年層の結核単独かつ初感染発病を中心としたり患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の	○:国の施策 (結核 研究 所事業を含む) ◇:結核研究所の 単独事業	1. 国際的には多剤耐性結核、HIV/AIDS合併 結核が大きな課題となっているが、我が国 の現状に照らして、何らかの言及が必要 か。 <第五 国際的な連携、参考資料3を参照>	1. 必要である。
り患が中心となっている。また、高齢者のみならず、一部の大都市等の特定の地域において、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の要素を同時に有している住民層の存在についても疫学的に明らかになっている。一方で、結核医療に関する知見の蓄積により、結核の診断・治療の技術は格段に向上した。	◆:その他の関係機関 による事業	2. 結核の診断・治療の技術について、特定 感染症予防指針策定以降開発された新しい 技術(具体例:リンパ球の菌特異蛋白刺激 によるインターフェロンア放出試験、耐性 遺伝子診断法、遺伝子タイピング等)を反	2. 必要である。
		映することが必要か。 〈第二 発生の予防及びまん延の防止の三 法第十七条の規定に基づく結核に係る健康 診断の視点12、第四 研究開発の推進を参 照〉	
このような結核を取り巻く状況の変化に対応するには、予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権の尊重、地域格差への対応を基本とした効率的な結核対策の実施が重要である。また、結核対策において結核予防法が果たしてきた役割の大きさと、いまだに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八		3. 特定感染症予防指針策定以降の患者数の減少を受け、低まん延化に向けた、施策の一層の重点化を検討することが必要か。(例えば、健康診断を効率化し、リスクグループへ焦点を当てた徹底的な対策による低まん延化の促進、結核の根絶をめざす等。)	3. 必要である。
療に関する法律等の一部を以近する法律(平成下八年法律第百六号)の施行に伴う結核予防法の廃止後においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)に基づき、結核の発生の予防及びそのまん延の防止、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結核に関する研究の推進、医薬品の研究開発、人材養成、啓発や知識の普及ととも		<第二 発生の予防及びまん延の防止の二法第五十三条の二の規定に基づく定期の健康診断の視点3、4、7を参照> 4. 適正技術の維持や医療提供体制の再構築等の罹患率減少によって生ずる新たな課題	+ p A
に、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と 役割分担を明確にし、結核対策を総合的に推進する ことにより、結核対策の一層の充実を図る必要があ る。		に対応することが必要か。 〈第三 医療の提供、第八 施設内(院内) 感染の防止等の三 保健所の機能強化を参照〉	

	-	
г.		1
	•	

	予防指針	指針に基づく施策	議論の視点対応策
	本指針は、このような認識の下に、総合的に予防のための施策を推進する必要がある結核について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。		>
	本指針については、結核の発生動向、結核の治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。		
第一	原因の究明		
	・ 基本的考え方		
	国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区 (以下「都道府県等」という。)においては、結核に 関する情報の収集及び分析並びに公表を進めるとと もに、海外の結核発生情報の収集については、関係 機関との連携の下に進めていくことが重要である。	事業【補助金】(結核	
	」 - 結核発生動向調査の体制等の充実強化		
	把握されている。結核の発生動向情報は、まん延状況の監視情報のほか、発見方法、発見の遅れ、診断の質、治療の内容や成功率、入院期間等の結核対策評価に関する重要な情報を含むものであるため、都道府県等は、地方結核・感染症サーベイランス委員会の定期的な開催や、発生動向調査のデータ処理に従事する職員の研修等を通じて、確実な情報の把握	〇結核地域格差改善等事業【結核研究所国庫補助事業】(~H20)〇結核登録者情報提供等事業【結核研究所国庫補助事業】(H21~)	1. 都道府県等において、地方結核・感染症 サーベイランス委員会の定期的な開催や、 発生動向調査のデータ処理に従事する職員 の研修等、確実な情報の把握及び処理その 他精度の向上が図られているか。 (地方結核・感染症サーベイラン ス委員会の設置あり:32/107 発生動向調査の質の評価:21/107 発生動向調査の質確保のための研修の実施:17/107) 2. 発生動向調査については、入力率が低い 2. 発生動向調査については本当に必要項目がある等の課題を踏まえた。質の向すなながも確認しながら随
	及び処理その他精度の向上に努める必要がある。		上、効率的活用のため、入力項目の見直し が必要か。 3. 耐性結核対策の強化、リスクグループの 洗い出し等を目的として、病原体サーベイ ランス(薬剤耐性及び分子疫学的調査)の 体制構築について検討することが必要か。 がある。 時検討の必要がある。 3. 病原体サーベイランス(薬剤耐 性及び分子疫学的調査)の体制構 築は重要であり、詳細な内容についてはまだ議論を深めていく必要がある。

予 防 指 針	指針に基づく施策	議論	の視点		対応	、
第二 発生の予防及びまん延の防止						
一 基本的考え方						
1 結核予防対策においては、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号。以下「基本指針」という。)第一の一に定める事前対応型行政の体制の下、国及び地方公共団体が具体的な結核対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。						
見、治療中断、伝播高危険等の社会的リスクを同時	〇感染症予防事業【補助金】(接触者健診、管理健診)					
二 法第五十三条の二の規定に基づく定期の健康診断			. :			
1 かつて、我が国において結核が高度にまん延していた時代においては、定期の健康診断を幅広く実施することは、結核患者の発見の効率的な方法であったが、り患率の低下等結核を取り巻く状況の変化を受けて、現在、定期の健康診断によって患者が発見される割合は極端に低下しており、公衆衛生上の結核対策における定期の健康診断の政策的有効性は低下してきている。		1. 指針策定後、感 法に基づく健康診 た見直しが行われ した書きぶりにす	断は、効率化を ているが、それ	目的とし 段階を前提と 有効まれ	皆では、定期健 効性は低下して	康診断の政策的

予 防 指 針 ,	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発	る定期健康診断【政 令】	2. 高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層(ハイリスクグループ)、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者(デンジャーグループ)等の定期健康診断の実施状況は適切であるか。	療のためにどのような範囲の人が リスクグループとして健診の対象 になるか整理が必要であり、研究
		3. さらなる健診の効率化の観点から、健診対象とする高齢者の範囲(年齢の定義)を見直すことを検討することが必要か。	機関:56%、社会福祉施設:78%、 学校:84%)} 3. 高齢者の定期健診について
断が義務付けられている施設のみならず、学習塾等の集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者に対しても、有症状時の早期受療の勧奨及び必要に応じた定期の健康診断の実施等の施設内感染対策を講ずるよう地方公共団体が周知等を行うこととする。また、精神科病院を始めとする病院、老人保健施設等(以下「病院等」という。)の医学的管理下にある施設に収容されている者に対しても、施設の管理者は必要に応じた健康診断を実施することが適当であ	る定期健康診断【政 令】	4. 定期健康診断の対象である集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者(デンジャーグループ)について、最近の集団発生事例を踏まえ、効果を評価し、範囲を見直すことが必要か。	にサーベイランスデータから研究 班等で検証する必要がある。
の中に、市町村の意見を踏まえ、り患率等の地域の	〇市町村が特に必要と 認める者に対する健康 診断【政令】	5. 市町村が定期の健康診断の対象者を定める際の参酌基準(患者発見率〇・〇二から〇・〇四パーセント)について、近年の知見を踏まえ見直しが必要か。	対象者数が少なく、参酌基準を適
5 市町村は、医療を受けていないじん肺患者等に対しては、結核発症のリスクに関する普及啓発とともに、健康診断の受診の勧奨に努めるべきである。		6.低蔓延状態に向けて、「有症状時の早期 受診」がより重要となることから「症状の 出現、増悪に際して早期受診」を加えるこ とが必要か。	6. 症状の出現、増悪に際して、早期受診を促すことが重要。

予防指金針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
実情に即して当該地域において結核の発症率が高い住民層(例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等が想定される。)に対する定期の健康診断その他の結核対策を総合的に講ずる必要がある。	○市町村が特に必要と 認める者に対する健康 診断【政令】	7. 施策の重点化のため、リスクグループに 焦点を当てた対策の一層の強化を目的とし て、リスクグループのうち、住所不定者・ 社会経済的弱者、新入国者などについて、 対象とすべき具体的な集団の範囲(定義) を整理し、必要とされる対策を示すことが 必要か。	宿所健診では捕捉できないネットカフェ難民、研修生等の新入国者などを考慮する必要があるが、さらに具体的な集団の範囲については、研究班等で検討。
は、保健所等の窓口に我が国の結核対策を外国語で	〇在日外国人医療相談 事業【結核研究所国庫 補助事業】	8. 外国人への対策について、全国的に行うことが必要か。また、治療への理解を促す積極的な対策として、都道府県が実際に行っている事業を踏まえ、パンフレットを備えておく以外に有効な対策を示すことが必要か。(例えば、都道府県単位で通訳サービス等の環境を整えること等。)	では罹患率の違いがあるなど、外国人の健診対象については、他の健診との整合性も含めて、研究班
		9. 外国籍ではあるものの国内居住歴の長い者をハイリスクととらえることは必要か。 高まん延国の滞在歴をリスクと捉える考え 方から、「外国人」(国籍)ではなく、 「高まん延国の出身者」または「居住歴が ある者」とすることが考えられるか。	とする考え方から、「国籍」ではなく、「高まん延国の出身者」または「居住歴のある者」ということとすることが考えられる。
8 健康診断の手法として、寝たきりや胸郭の変形等の事情によって胸部エックス線検査による診断が困難な場合、過去の結核病巣の存在により現時点での結核の活動性評価が困難な場合等においては、積極的に喀痰がくたん検査(特に塗抹陽性の有無の精査)を活用することが望ましい。			おいて実施すべきかどうかについ ては、引き続き議論が必要である

予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
	○厚生労働科学研究の 成果として「結核の接触者健康診断の手引き とその解説」公表 ○接触者健診の取扱に ついて【通知】		IGRA (QFT) を有意義に活用する
四 BCG接種			
め、結核対策においても、BCG接種に関する正しい知識の普及を進め、接種の意義について国民の理解を得るとともに、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による定期のBCG接種の機会が乳児期に一度のみであることにかんがみ、市町村においては、適切に実施することが重要である。	〇BCG接種【予防接種法第2、3条、同施行 種法第2、3条、同施行 令第1条の2】		の削減に大きく寄与していることを考えれば、今後も引き続き実施する。なお、近年の副反応の現在出いては、接種時期に現在、現行6カ月以内から1歳まつとして考えられる。
2 市町村は、定期のBCG接種を行うに当たって		14. BCG未接種者について、未接種の理由を	14 子供の休調不良で当該時期に。

	予 防 指 針	指針に基づく施策	議論の視点 対応策	
	3 BCGを接種して数日後、被接種者が結核に感染している場合には、一過性の局所反応であるコッホ現象を来すことがある。コッホ現象が出現した際には、被接種者が市町村にその旨を報告するように市町村等が周知するとともに、市町村から保健所に必		15. コッホ現象への対応について、医療機関における対応の妥当性を確認し、適切な対応により対応に差があり、専対応方法を示すことが必要か。 また市民に対する啓蒙を含め応をしていく必要がある。	門家
	要な情報提供をすることが望ましい。また、医療機関の受診を勧奨する等当該被接種者が必要な検査等を受けられるようにすることが適当である。			
	4 国においては、予防接種に用いるBCGについて、円滑な供給が確保されるよう努めることが重要			
	である。			
第三	 - 医療の提供			
-	- 基本的考え方			111.514.
	1 結核患者に対して、早期に適正な医療を提供し、疾患を治癒させること及び周囲への結核のまん延を防止することを結核に係る医療提供に関する施策の基本とする。	○結核医療費公費負担 【補助金】	1. 低まん延化に向けた施策の重点化に伴 1. 潜在性結核感染症の治療をい、発症リスクのある対象への対策強化をする。 行うという考え方から、「潜在性結核感染症の治療の推進」を基本的考え方で言及することが必要か。	推進

予 防 指 針		指針に基二	づく施策	議	論の視	点	対	応策	
2 現在我が国における結核のであるため、基礎疾患を有するだめ、結核単独の治療に加えても含めた複合的な治療を必要とめられる治療形態が多様化、複数	結核患者が増加して 合併症に対する治療 する場合も多く、求			患者を中心と	した効率的な 、結核医療提	医療提供を行っ	い大都市圏や、 返上により医り ている地域が	数が確保できてし 結核病床の閉鎖 寮アクセスが悪り 問題となっており 寮実現のために糸	鎖・ けし り、
ため、我が国の現在の結核のまた。 み、医療においても対策の重点は応じた結核患者に対する適正なは 遂に向けた患者支援等きめ細かることが重要である。	ん延状況にかんが は発症のリスク等に 医療の提供、治療完						病床の確保、 築が必要であ。 ●都道府県レー他、多剤耐性紙	医療提供体制の評	再構 寮の が複
							め、地域レベル 治療を主に担め、都道府県	レにおいて、合係 う地域基幹病院で で対応困難な症の れる専門施設を気	併症 を定 例を
							●都道府県単位として、各地域医療連携ネッ備する。また、	立の拠点病院を与 或の実状に応じた ットワーク体制を 地域連携ネット で専門施設が支援	た地 を整 ト
							提供できる体質 ワーク)を整 ●個別の患者の 環境を整える。	制(専門施設ネッ	ット 治療 アク
							病床とその他の	の病床を併せたユ 感染症病床の和 病棟の中の陰圧症	ユ 利用
3 結核の治療に当たっては、 れない場合、疾患の治癒が阻害 治療が困難な多剤耐性結核の発 る。このため、適正な医療が提	されるのみならず、 生に至る可能性があ	○結核医療の 示】 ◆日本結核病 る「結核医療	学会によ						
る。このため、過止な区域が提 衆衛生上も極めて重要であり、 療について医療機関への周知を行	結核に係る適正な医	- V - Pul 1 X E 2 7 系 ¹	~~œ-1-1						